

事務連絡
平成 21 年 7 月 27 日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局調査課

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の創設に伴う全国健康保険協会管掌健康保険事業状況報告の報告方法について

社会保険医療の運営につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環として、本年 10 月 1 日より「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」の実施が予定されていますが、これに伴う全国健康保険協会管掌健康保険事業状況報告（以下「月報」といいます。）の報告方法については下記のとおりとなりますので、遺漏なきよう取扱い願います。

記

1 直接支払制度による医療機関等からの出産育児一時金等の申請に基づき、当該一時金等の支給を行った場合

→ 直接支払制度による医療機関等への出産育児一時金等の支給決定が行われた月の月報にて、件数（双生児、三生児等がある場合には、月報の記入要領にあるとおり、一出産児につき 1 件となります。以下、取扱いは同じ。）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 139 号。以下「令」といいます。）第 1 条により読み替えられた健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の金額（39 万円。ただし、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数 22 週に達した日以後の出産（死産を含む。以下「加算対象出産」という。）の場合は 42 万円。）を報告してください。

- 2 直接支払制度による医療機関等からの出産育児一時金等の申請に基づき、当該一時金等の支給を行った後、被保険者からの請求に基づく差額の支払いを行った場合
→ 直接支払制度による医療機関等への出産育児一時金等の支給決定が行われた月の月報にて、件数及び令第1条により読み替えられた健康保険法施行令第36条の金額（39万円。ただし、加算対象出産の場合は42万円。）を報告してください。
- 3 直接支払制度による医療機関等からの出産育児一時金等の申請に基づく当該一時金等の支給を行う前に、被保険者からの請求に基づき出産育児一時金等の額と医療機関等への支給予定額との差額の支払いを行った場合
→ 直接支払制度による医療機関等への出産育児一時金等の支給決定が行われた月の月報にて、件数及び令第1条により読み替えられた健康保険法施行令第36条の金額（39万円。ただし、加算対象出産の場合は42万円。）を報告してください。
- 4 医療機関等からの直接支払制度を利用せず、被保険者からの申請に基づき出産育児一時金等の支給を行った場合（平成21年9月以前の出産に係る出産育児一時金等を含む）
→ 従来どおり、被保険者に出産育児一時金等の支給決定を行った月の月報にて、件数及び金額を報告してください。